

様式 3

2026 年 6 月 23 日

奈良県知事 殿

主たる事務所の所在地

〒639-1058

奈良県大和郡山市矢田町 686 番地の 4

医療法人名 医療法人明樹会

理事長名 深見 光樹

(連絡先 TEL 0743-52-2600)

決 算 届

令和 7 年度 (令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで) の決算を
終了しましたので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人明樹会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 奈良県大和郡山市矢田町 686-4

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 25 年 6 月 21 日

(4) 設立登記年月日 平成 25 年 7 月 2 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	深見 光樹	介護老人保健施設夢眠やまざくら 管理者
理 事	佐藤 信輔	
同	佐々木 徹	
監 事	服部 俊介	
評 議 員		

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	夢眠クリニックやまざくら	2910201645	奈良県大和郡山市矢田町 686 番地の 4	
介護老人保健施設	介護老人保健施設夢眠やまざくら	2950380028	奈良県大和郡山市矢田町 686 番地の 4	入所定員 80 名 通所定員 20 名
居宅介護支援事業所 夢眠やまざくら	介護老人保健施設夢眠やまざくら	2950380028	奈良県大和郡山市矢田町 686 番地の 4	短期入所 10 名 訪問リハ

- 注） 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注） 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 15 日 理事長の選定

令和 7 年 6 月 18 日 独立行政福祉医療機構からの借り入れについて

令和 7 年 12 月 16 日 夢眠クリニックやまざくら閉鎖・監事交代の承認

令和 7 年 3 月 23 日 令和 8 年度予算

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(9) その他

様式 2

法人名	医療法人明樹会	※医療法人整理番号			5	3	5
所在地	奈良県大和郡山市矢田町686番地の4						

財 産 目 録
(令和 8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	969,843 千円
2. 負 債 額	1,229,203 千円
3. 純 資 産 額	△259,360 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	85,189
B 固 定 資 産	884,654
C 資 産 合 計 (A + B)	969,843
D 負 債 合 計	1,229,203
E 純 資 産 (C - D)	△259,360

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(■法人所有 □賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(■法人所有 □賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名医療法人明樹会

※医療法人整理番号

535

所在地奈良県大和郡山市矢田町686番地の4

貸借対照表
(令和 8年 3月 31日現在)′

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	85,189	I 流 動 負 債	252,305
現金及び預金	419	支払手形	
事業未収金	68,823	買掛金	30,797
有価証券		短期借入金	201,000
たな卸資産	3,118	未払金	16,475
前渡金		未払費用	3,470
前払費用	65	未払法人税等	141
その他の流動資産	12,764	未払消費税等	
II 固 定 資 産	884,654	前受金	
1 有 形 固 定 資 産	777,108	預り金	422
建物	631,465	前受収益	
構築物	15,274	〇〇引当金	
医療用器械備品	57	その他の流動負債	
その他の器械備品	3,616	II 固 定 負 債	976,898
車両及び船舶	0	医療機関債	
土地	125,410	長期借入金	965,174
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産	1,286	〇〇引当金	
2 無 形 固 定 資 産	7,000	その他の固定負債	11,724
借地権		負債合計	1,229,203
ソフトウェア		純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	7,000	科 目	金 額
3 その他の資産	100,546	I 基 金	△ 259,360
有価証券		II 積 立 金	
長期貸付金		代替基金	
保有医療機関債		〇〇積立金	
その他長期貸付金		繰越利益積立金	
役職員等長期貸付金	100,254	III 評価・換算差額等	
長期前払費用	232	その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産		繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産	60	純 資 産 合 計	△ 259,360
資 産 合 計	969,843	負債・純資産合計	969,843

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人明樹会

※医療法人整理番号

5 3 5

所在地 奈良県大和郡山市矢田町686番地の4

損 益 計 算 書

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		394,684
2 事業費用		
(1) 事業費	48,698	
(2) 本部費	321,037	369,735
本来業務事業利益		24,949
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		24,949
II 事業外収益		
受取利息	940	
その他の事業外収益	3,871	4,811
III 事業外費用		
支払利息	27,213	
その他の事業外費用	0	27,213
経常利益		2,545
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	138	138
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	1,775	1,775
税引前当期純利益		908
法人税・住民税及び事業税	141	
法人税等調整額	0	141
当期純利益		767

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

[illegible]

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者者

氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
種類						
該当なし						

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人明樹会

理事長 深見 光樹 殿

私（注 1）は、医療法人明樹会の令和 7 会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 17 日

医療法人明樹会

監事 服部 俊介

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。